

中小・ベンチャー企業及び大学支援強化タスクフォース報告書

平成26年3月26日
タスクフォース議長

I. 背景

【中小・ベンチャー企業の海外展開の加速化】

我が国の中小・ベンチャー企業は、革新的な技術の創造や地域経済と雇用の担い手として、長年に渡り我が国の産業競争力を支えてきた。近年、我が国市場の停滞、新興国市場の急速な拡大、そして激化するグローバルな企業間競争といった厳しい経営環境の中、多くの中小・ベンチャー企業は、さらなる飛躍・発展を遂げるべく、ものづくりの現場で磨き抜かれた優れた技術力を武器に、新興国を中心に海外展開を加速している。

【知財マネジメントの重要性】

海外企業との激しいグローバル競争に勝ち抜き、活力ある新興国市場を獲得するためには、優れた技術力を有するだけでは不十分である。知がインターネットを通してグローバルに容易にアクセスされる現代においては、企業の競争力の源泉たるコア技術は「知的財産権としての確保」または「ノウハウとしての秘匿化」などでクローズ化し、他社との差別化による市場からの収益獲得を図る一方、コア技術の周辺部品やその評価方法などは国際標準化やライセンスでオープン化することで、国際アライアンス形成や調達コスト低減などにより市場拡大を図る「オープン・クローズ戦略」などに代表される、多様な知財マネジメントを経営戦略に織り込むことが、ますます重要となっている。

【海外展開にあたっての知的財産面での課題】

委員等から紹介された事例を通し、海外展開を図る多くの中小・ベンチャー企業が、知財マネジメントに対する理解が不十分であり、あるいは、理解しているものの、対策を取るための人財・資金・情報等の不足、適切な知財専門家による支援が受けられないなどの背景から、必要な知財マネジメントが実現できず、海外展開にあたって様々な困難に直面している実態が改めて浮き彫りとなった。

II. 海外展開を図る中小・ベンチャー企業に対する知的財産面での支援の方向性

委員等から紹介されたような事態を放置して繰り返さないためには、相談窓口のワンストップ化及び知財活動の裾野拡大を推進すると共に、中小・ベンチャー企業の経営層に対する啓発を強化して、中小・ベンチャー企業に支援策の存在を認識させることや知財マネジメントを浸透させること、必要な知財マネジメントの実現に向けた質の高い知財専門家による支援を、国が積極的に働きかけることで充実させることが不

可欠である。また、知財マネジメントの啓発・浸透にあたっては、中小・ベンチャー企業の経営層を支える金融機関等の知的財産に対する理解も重要である。

支援策の検討にあたっては、既に問題が起きている中小・ベンチャー企業に対する緊急的支援と、今後海外展開を図ろうとしている中小・ベンチャー企業に対する予防的支援という観点も必要である。特に、情報財とも言われる知的財産権は問題発生後、実質的な損害回復が困難であるという性質を有することから、「パッシブ」ではなく「プロアクティブ」でかつ「後手に回る」のではなく「先を見越した」支援は極めて重要である。また、知財ツールとしては、技術に関する特許以外にもデザインに関する意匠やブランドに関する商標などが存在することに留意し、これらを複合的に活用して収益の最大化を図るべきである。その意味でも、特許出願を中心に据えた支援のみでは不十分であり、意匠・商標・ノウハウ等も含む、かつ訴訟までを視野に入れた知財マネジメント（総合知財戦略）をビジネスモデル検討段階から構築可能とする支援の拡充が望ましい。

即ち、①経営層に対する直接的な、あるいは経営層を支える金融機関等を通じた間接的な知財啓発、②窓口のワンストップ化・裾野拡大、③質の高い知財専門家によるビジネスモデル検討段階からの総合知財戦略構築支援といった施策を積極的に働きかける仕組みを通して、海外展開に向けたトータルの支援を実現することが、海外展開を図る中小・ベンチャー企業に対する知的財産面での支援の方向性として重要と考えられる。

また、これらの支援内容は、海外展開を図る中小・ベンチャー企業のみならず、我が国の大学に対する知的財産面での支援策としても同様に必要なものと考えられる。

以上のような考え方にに基づき、本タスクフォースでは、海外展開を図る中小・ベンチャー企業に対する知的財産面での支援の在り方について、「人財」、「資金」、「情報及び関係機関の連携」の3つの観点から検討を行った。その詳細は次章で述べるとおりである。

Ⅲ. 海外展開を図る中小・ベンチャー企業及び大学に対する知的財産面での支援強化に向けた論点

1. 「人財」に関する論点について

【経営層及び経営層を支える金融機関等の人財に対する知財啓発】

- ・ 中小・ベンチャー企業及び大学の経営層に対する知財マネジメントの啓発を国が実施・補助して強化すべき。
- ・ 中小・ベンチャー企業の経営層を地場で支える、地方金融機関、中小企業診断士、地方自治体の中小企業支援関係者といった人財に対して、知的財産面での啓発を強化すべき。

【質の高い知財専門家によるビジネスモデル検討段階からの総合知財戦略構築支援】

- ・ 特許に意匠・商標・ノウハウ等を加えた、訴訟対応など権利行使までを視野に入れた知財マネジメント（総合知財戦略）構築のため、ビジネスモデル検討段階から質の高い知財専門家による支援を実施し、そのための人財育成を強化すべき。

【国内及び海外のニーズに応じた支援】

- ・ 弁理士・弁護士・企業OB等の経験豊富な知財専門家を登録し、国内及び海外に適材適所に派遣し、関係機関と連携してチームで支援する新たなスキームを、特許庁、工業所有権情報・研修館（I N P I T）等の機関において構築すべき。
- ・ 海外相手国での知財制度の構築や知財専門家の育成に対する取組を強化すべき。また、我が国の安定した審査実務の浸透を図るべく、特許の審査官のみならず、意匠・商標の審査官を新興国等へ派遣すべき。

【司法の知財人財の交流強化】

- ・ 我が国で新興国等の裁判官を研修生等として受け入れ、日本の裁判実務の浸透を図るべき。

2. 「資金」に関する論点について

【海外知財紛争を見越したトータルの支援の充実】

- ・ 海外知財紛争を見越したトータルの支援の充実（ビジネスモデル検討段階からの支援、権利行使を可能とする強い特許の形成支援等）を検討すべき。
- ・ 海外取引先等との紛争を解決するためのトータルコストの抑制の可能性や、紛争解決の選択肢の拡大など、新興国で裁判所を利用する以外に、国際仲裁等の裁判外紛争解決（ADR）が有効な場合があることを周知し、その活用を促すべき。
- ・ 低コストで紛争解決を行う手段の選択肢の一つとして中国の鑑定センター等の活用を啓発するなど、既存のスキームを活用して低コストで問題解決できるような情報の共有を進めるべき。

【ニーズを踏まえた資金的支援の強化】

- ・ 知的財産権は出願時にかかる費用が大きく、中小・ベンチャー企業にとっては負担となるため、出願時の弁理士費用等を支援する軽減策を検討すべき。
- ・ 全ての中小・ベンチャー企業を一律に減免対象にするなど、料金減免を一層拡充すべき。
- ・ ユーザーの利便性を向上すべく、補助金制度等の手続きを簡素化すべき。
- ・ 大学における外国特許出願支援制度については、独自の戦略的特許活用が可能となるよう各大学のニーズに応じた支援拡充・運用を検討すべき。

3. 「情報及び関係機関の連携」に関する論点について

【窓口のワンストップ化・裾野拡大】

- ・ 窓口をワンストップ化し、支援策・セミナー・海外展開のノウハウ等を含めた海外知財情報を提供すると共に、個別ニーズを踏まえた上で質の高い専門家を紹介すべき。
- ・ 相談窓口の機能を強化して窓口の敷居を下げ、中小・ベンチャー企業における知財活動の裾野拡大を図るべき。

【海外知財情報の収集・分析・発信の強化】

- ・ 訴訟を含む海外知財情報の国による収集・分析・発信を更に拡充すべき。
- ・ 知的財産にまつわる成功事例集だけではなく、失敗事例集も作成して周知すべき。
- ・ 秘密管理のためには、技術的な秘密情報をはっきり認識して厳密に管理するといった企業の取組が不可欠。国が作成した対応マニュアル（技術流出防止指針、営業秘密管理指針）等を更に周知・活用すべき。

【ネットワークの活用・強化】

- ・ 中小・ベンチャー企業同士のネットワークを活用し、経営者の啓発及び相互の知財活用レベルの向上を図るべき。
- ・ 中小・ベンチャー企業及び大学を支援する知財専門家自身も、他業種の知財専門家と相談できるネットワークを構築すべき。
- ・ 海外現地の我が国企業による知的財産問題研究グループ（IPG）の活動を拡大して情報を共有し、自ら問題解決できるようにし、知的財産問題研究グループ（IPG）で共有した情報は日本にもフィードバックすべき。
- ・ 中小・ベンチャー企業の海外進出を円滑なものとするべく、大学の持つ国際的なネットワークを活用した海外の現地大学との連携支援を検討すべき。

IV. 最後に

冒頭でも述べたように、我が国産業競争力を支える中小・ベンチャー企業の海外展開は加速しており、その知的財産面での支援策の検討は喫緊の課題と言える。検証・評価・企画委員会は、上記論点を踏まえ、知的財産推進計画2014策定に向け、中小・ベンチャー企業の海外展開を支援するための施策を検討すべきである。

以 上